

ADRの現場から

76 話し合いでトラブルを解決



大谷昭二理事長

正しく誤解のない情報伝達を

太陽光発電に関する消費者と事業者のトラブルの主なものの一つとして、「解約」があります。「事業者が商品をまう」というケースです。売りたいあまり、故意に大きめの表現をしたり、誤った情報伝達ミスももちろんありませんが、商品情報を伝える」というケースで、多くの善良な事業者が注意しているのです。そして、太陽光発電に関する商品やサービスでは、この種の伝達ミスが多くなっています。というのも、太陽光発電は比較的新しいものであると共に技術の進歩もあるため、知識のアップデートができないことがあります。

ADR（裁判外紛争解決手続き）は裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟さをもつたトラブル解決が可能になるが、「これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度である。今回は、法務大臣認証機関である日本不動産仲裁機構が取り扱うADRを実施する「調停人」としての基礎資格となつた「太陽光発電アドバイザー」資格制度を運営する特定非営利活動法人日本住宅性能検査協会の大谷昭二理事長から、太陽光発電に関するトラブル事例を紹介してもらおう。

太陽光発電に関する消費者と事業者のトラブルの主なものの一つとして、「解約」があります。「事業者が商品をまう」というケースです。事業者にはだまされたり、誤った情報伝達ミスによるトラブル事例を紹介します。まずは売電価格が違う」というもの。一般的に売電契約は事業者が代行することが多く、その場合は売電価格の情報も事業者からもたらされます。したがって、事業者側の情報が古ければ、知らされた売電価格と実際の売電価格に違いが出

太陽光発電アドバイザー⑤

進めます。次に、「発電量が違う」というものです。太陽光発電は導入の前に「どのくらいの発電が期待できるのか」を事業者に尋ねます。発電量も随時変化します。発電された電気の流れや手続きについてもきちんと理解しておかなければなりません。つまり、消費者に正しい情報

を伝えるためには、事業者全体から営業マン一人ひとりに至るまでが、積極的な情報収集を継続的に続け、更には情報の伝達技法も研鑽していかなければなりません。このままでは、誤差が出てきてしま

ります。ここで発電量が想定よりも多ければよいのですが、少ない場合にトラブルとなることがあります。いくら精密に統計をとつて発電量を算出したとしても、誤差が出てきてしま

ります。したがって、事業者は消費者に対し、誤解をさせることなく説明をしてはいけません。誤差を想定内としてもらうようになります。そのためには、誇張した言い回しではなく、事実を正確に伝えることが必要です。その上で、消費者の心をつかむ工夫をする。

一般的に売電契約は事業者が代行することが多く、その場合は売電価格の情報も事業者からもたらされます。したがって、事業者側の情報が古ければ、知らされた売電価格と実際の売電価格に違いが出

てしまうのです。

次に、「発電量が違う」というものです。太陽光発電は導入の前に「どのくらいの発電が期待できるのか」を事業者に尋ねます。発電量も随時変化します。発電された電気の流れや手続きについてもきちんと理解しておかなければなりません。つまり、消費者に正しい情報

を伝えるためには、事業者全体から営業マン一人ひとりに至るまでが、積極的な情報収集を継続的に続け、更には情報の伝達技法も研鑽していかなければなりません。このままでは、誤差が出てきてしま

ります。ここで発電量が想定よりも多ければよいのですが、少ない場合にトラブルとなることがあります。いくら精密に統計をとつて発電量を算出したとしても、誤差が出てきてしま

ります。したがって、事業者は消費者に対し、誤解をさせることなく説明をしてはいけません。誤差を想定内としてもらうようになります。そのためには、誇張した言い回しではなく、事実を正確に伝えることが必要です。その上で、消費者の心をつかむ工夫をする。

それこそが、正しい提案の姿勢ではないでしょうか。

● 法務大臣認証 ADR 機関 日本不動産仲裁機構 電話 03(5847)8235

※調停が体験できる「ロー

ルプレイ研修」を定期的に実施しています。